

神戸市教職員表彰規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 24 日

神戸市教育委員会
教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第12号

神戸市教職員表彰規則等の一部を改正する規則

(教職員表彰規則の一部改正)

第 1 条 神戸市教職員表彰規則 (昭和 24 年 2 月教育委員会規則第 13 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。) 及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条 教育長は、教育委員会が次の各号のいずれかに該当し、適当であると認めた <u>本市の</u> 教職員又は学校園、課、係、その他教職員で構成される団体を表彰する。 (1)、(2) [略]	第 1 条 教育長は、教育委員会が次の各号のいずれかに該当し、適当であると認めた教職員 (<u>神戸市職員表彰規則 (昭和 45 年 10 月規則第 95 号) 第 2 条の教職員をいう。以下同じ。</u>) 又は学校園、課、係、その他教職員で構成される団体を表彰する。 (1)、(2) [略]
第 3 条 表彰は、 <u>随時</u> 行う。	第 3 条 表彰は随時行う。

(公職選挙法による市立学校の設備の使用に関する規則の一部改正)

第2条 公職選挙法による市立学校の設備の使用に関する規則（昭和25年5月教育委員会規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条 公職選挙法（ <u>昭和25年法律第100号</u> 。以下「法」という。）による市立学校の設備の使用については、法令の定めによるほか、この規則の定めるところによる。	第1条 公職選挙法による市立学校の設備の使用については、法令の定めによるの外は、この規則の定めるところによる。
第2条 公職選挙法施行令（ <u>昭和25年政令第89号</u> 。以下「令」という。）第119条の規定によつてする設備の程度及び令第121条の規定による費用の額は、選挙の都度これを定める。	第2条 公職選挙法施行令（以下「令」という。）第119条の規定によつてする設備の程度及び令第121条の規定による費用の額は、選挙の都度これを定める。
	第3条 <u>令第117条の規定により、個人演説会の施設を使用することができないかどうかを決定した時は、第1号様式により選挙管理委員会及びその通知に係る候補者に通知する。</u>
	第4条 <u>前条により使用できる旨の通知をした時は、第2号様式により直</u>

<p><u>第3条</u> <u>令第117条の規定</u>により施設を使用できる旨の通知を受けた者は、法第164条に該当する場合を除き<u>前条</u>で定めた費用を<u>その</u>使用の前2日<u>まで</u>に教育委員会に納付しなければならない。</p> <p><u>第4条</u> 神戸市立学校施設目的外使用規則（<u>昭和42年10月教育委員会規則第10号</u>）<u>第12条から第14条まで</u>の規定は、この規則により市立学校の設備を使用する場合<u>について</u>準用する。</p> <p><u>第5条</u> [略]</p>	<p><u>ちにその旨を学校長に通知するものとする。</u></p> <p><u>第5条</u> <u>第3条</u>により施設を使用できる旨の通知を受けた者は、法第164条に該当する場合を除き<u>第3条</u>により定めた費用を<u>其の</u>使用の前2日<u>迄</u>に教育委員会に納付しなければならない。</p> <p><u>第6条</u> 神戸市立学校施設目的外使用規則<u>第5条及び第11条、第12条並びに第15条乃至第18条</u>の規定は、この規則により市立学校の設備を使用する場合には、これを準用する。</p> <p><u>第7条</u> [略]</p>
--	---

（職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正）

第3条 職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和27年12月教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（この規則の目的）	（この規則の目的）

<p>第1条 この規則は、<u>職員の職務に専念する義務の特例に関する条例</u>（昭和26年3月条例第13号）第2条第2項の規定により読み替えて適用される同条第1項第4号の規定に<u>基づき</u>、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）<u>附則第5項</u>に規定する職員（以下「職員」という。）の職務に専念する義務の特例について定めることを目的とする。</p> <p>（職務に専念する義務の免除を受けられることができる場合）</p> <p>第2条 職員が職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) <u>教育委員会</u>の許可を受けて営利企業に従事する場合であって、当該企業の業務のため勤務時間をさくことを<u>教育委員会</u>がとくに承認する場合（自ら営利を目的とする私企業を営む場合を除く。）</p> <p>(13)～(23) [略]</p>	<p>第1条 この規則は、<u>職務に専念する義務の特例に関する条例</u>（昭和26年3月条例第13号）第2条第2項の規定により読み替えて適用される同条第1項第4号の規定に<u>基き</u>、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）<u>附則第4項</u>に規定する職員（以下「職員」という。）の職務に専念する義務の特例について定めることを目的とする。</p> <p>（職務に専念する義務の免除を受けられることができる場合）</p> <p>第2条 職員が職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) <u>任命権者</u>の許可を受けて営利企業に従事する場合であって、当該企業の業務のため勤務時間をさくことを<u>任命権者</u>がとくに承認する場合（自ら営利を目的とする私企業を営む場合を除く。）</p> <p>(13)～(23) [略]</p>
--	--

（学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部改正）

第4条 神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則（昭和28年7月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(就学予定者の就学通知)</p> <p>第6条 区の長は、所轄地域に住所を有する就学予定者の保護者に対し、<u>所定の</u>小学校入学通知書又は中学校入学通知書を<u>もって</u>、入学期日及び指定学校を1月末日までに通知するものとする。この場合において小学校又は義務教育学校の前期課程から中学校又は義務教育学校の後期課程へ就学する予定者については、第14条第2項の規定による卒業予定者名簿を参照するものとする。通知をしたのち、就学予定者が所轄地域に転入したときもまた同様とする。ただし、この場合における通知は、すみやかに行うものとする。</p> <p>2 前項の規定は、第10条第1項の届出の<u>あつた</u>就学予定者については、適用しない。</p>	<p>(就学予定者の就学通知)</p> <p>第6条 区の長は、所轄地域に住所を有する就学予定者の保護者に対し、小学校入学通知書(<u>様式第1号</u>)又は中学校入学通知書(<u>様式第1号の2</u>)を<u>もって</u>、入学期日及び指定学校を1月末日までに通知するものとする。この場合において小学校又は義務教育学校の前期課程から中学校又は義務教育学校の後期課程へ就学する予定者については、第14条第2項の規定による卒業予定者名簿を参照するものとする。通知をしたのち、就学予定者が所轄地域に転入したときもまた同様とする。ただし、この場合における通知は、すみやかに行うものとする。</p> <p>2 前項の規定は、第10条第1項の届出の<u>あつた</u>就学予定者については、適用しない。</p>

3 [略]

(転入等による就学の通知)

第8条 区の長は、児童生徒が所轄地域に転入したとき、所轄地域内で校区を異にして転居したとき等には、所定の転入学通知書又は編入学通知書を保護者に送付し、指定学校を通知するとともに、指定学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

2 [略]

(学校の新設、廃止及び校区の変更等による就学の通知)

第8条の2 [略]

2 指定学校を変更する必要が生じた児童生徒の在籍する学校の校長が、その保護者に対して転学の案内をしたときは、第1条の2の規定にかかわらず、前項の規定による就学の通知があつたものとみなす。

(指定学校の変更)

第9条 [略]

2 [略]

3 校長は、別表第2で定める指定学校の変更事由に該当すると認める場合は、第1項の副申を行うことができる。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

3 [略]

(転入等による就学の通知)

第8条 区の長は、児童生徒が所轄地域に転入したとき、所轄地域内で校区を異にして転居したとき等には、転入学通知書(様式第2号)又は編入学通知書(様式第2号の2)を保護者に送付し、指定学校を通知するとともに、指定学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

2 [略]

(学校の新設、廃止及び校区の変更等による就学の通知)

第8条の2 [略]

2 指定学校を変更する必要が生じた児童生徒の在籍する学校の校長が、その保護者に対して転学の案内をしたときは、第1条の2の規定にかかわらず、前項の規定による就学の通知があつたものとみなす。

(指定学校の変更)

第9条 [略]

2 [略]

3 学校長は、別表第2で定める指定学校の変更事由に該当すると認める場合は、第1項の副申を行なうことができる。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

(1)～(3) [略]

4 [略]

5 第1項の願い出を受けた区の長は、相当と認めるときは、保護者に所定の就学校変更許可通知書を交付するとともに、就学を認めた学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

6 [略]

(区域外就学)

第10条 [略]

2 [略]

3 前項の願い出を受けた区の長は、相当と認めるときは、あらかじめ児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に協議のうえ、保護者に所定の区域外就学許可通知書を交付するとともに、就学を認めた学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

4 [略]

(就学の猶予又は免除)

第11条 [略]

2 区の長は、前項の願い出があつたときは、就学を猶予又は免除することの当否を判定し、その結果を保護者及び校長に通知するものとする。

3、4 [略]

(1)～(3) [略]

4 [略]

5 第1項の願い出を受けた区の長は、相当と認めるときは、保護者に就学校変更許可通知書(様式第3号)を交付するとともに、就学を認めた学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

6 [略]

(区域外就学)

第10条 [略]

2 [略]

3 前項の願い出を受けた区の長は、相当と認めるときは、あらかじめ児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に協議のうえ、保護者に区域外就学許可通知書(様式第4号)を交付するとともに、就学を認めた学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

4 [略]

(就学の猶予又は免除)

第11条 [略]

2 区の長は、前項の願い出があつたときは、就学を猶予又は免除することの当否を判定し、その結果を保護者及び校長に通知するものとする。

3、4 [略]

(出席の督促等)

第12条 [略]

2 [略]

3 区の長は、前項の通知を受けたとき、その他所轄地域に住所を有する児童生徒の保護者が就学義務を怠っていると認められるときは保護者に対し当該児童生徒の就学又は出席を督促するものとする。

(転学)

第13条 校長は、現に就学している児童生徒が転居その他の事由によって転学する場合は、次に掲げる事項を記載した転(退)学届を保護者に提出させるものとする。

(1) 保護者氏名

(2) 児童生徒の氏名、生年月日、保護者との続柄及び現住所

(3) 転出予定日及び転出予定先住所

(4) 転出予定校(判明している場合に限る。)

(5) 転(退)学事由

2 校長は、転(退)学届が提出されたときは、当該保護者に所定の在学証明書を交付するものとする。

3 [略]

(就学時健康診断日等の通知)

第16条 区の長は、前条の規定により

(出席の督促等)

第12条 [略]

2 [略]

3 区の長は、前項の通知を受けたとき、その他所轄地域に住所を有する児童生徒の保護者が就学義務を怠っていると認められるときは保護者に対し当該児童生徒の就学又は出席を督促するものとする。

(転学)

第13条 校長は、現に就学している児童生徒が転居その他の事由によつて転学する場合は、保護者に転(退)学届(様式第5号)を提出させるものとする。

2 校長は、転(退)学届が提出されたときは、当該保護者に在学証明書(様式第6号)を交付するものとする。

3 [略]

(就学時健康診断日等の通知)

第16条 区の長は、前条の規定により

作成した就学通知簿に基づき、所轄地域に住所を有する就学予定児童の保護者に対し、前条第1項に係るものについては10月末日までに、前条第2項に係るものについてはすみやかに、所定の就学時健康診断のお知らせをもって健康診断の日時、場所及び実施の要領を通知するものとする。

2 区の長は、第1項の規定により通知した就学予定児童の氏名等を就学通知簿をもって関係する小学校又は義務教育学校の校長に通知しなければならない。

(就学時健康診断の実施)

第17条 [略]

2、3 [略]

4 小学校又は義務教育学校の校長は、疾病その他やむを得ない事由によつて、就学時の健康診断を受けることのできない者に対しては、その事由のなくなつたのちすみやかに健康診断を行わなければならない。

(健康診断票)

第19条の2 小学校又は義務教育学校の校長は、就学時の健康診断を行なつたときは、就学時健康診断書を作成しなければならない。

作成した就学通知簿に基づき、所轄地域に住所を有する就学予定児童の保護者に対し、前条第1項に係るものについては10月末日までに、前条第2項に係るものについてはすみやかに、就学時健康診断のお知らせ(様式第7号)をもって健康診断の日時、場所及び実施の要領を通知するものとする。

2 区の長は、第1項の規定により通知した就学予定児童の氏名等を就学通知簿をもつて関係する小学校又は義務教育学校の校長に通知しなければならない。

(就学時健康診断の実施)

第17条 [略]

2、3 [略]

4 小学校又は義務教育学校の校長は、疾病その他やむを得ない事由によつて、就学時の健康診断を受けることのできない者に対しては、その事由のなくなつたのちすみやかに健康診断を行わなければならない。

(健康診断票)

第19条の2 小学校又は義務教育学校の校長は、就学時の健康診断を行なつたときは、就学時健康診断書を作成しなければならない。

2 小学校又は義務教育学校の校長は、就学時の健康診断を受けた就学予定児童が転出その他の事由により当該学校に入学しなかつたときは、就学時健康診断票を当該児童の入学する学校の校長に送付しなければならない。

第21条 前条に規定するもののほか、特別支援学校に就学すべき者の就学については、次の各号による。

(1) 区の長は、第4条の規定により、学齢簿を編製するに当たって子女のうち兵庫県立特別支援学校に就学すべき者のあるときは、12月末日までに学齢簿の謄本を添えて兵庫県教育委員会（以下「県委員会」という。）に報告するものとする。

(2)～(4) [略]

(書類の様式)

第24条 この規則に掲げる書類の様式は、所管課長がそれぞれ定める。

(施行の細目)

第25条 この規則の施行に関して必要な事項は、教育長が定める。

2 小学校又は義務教育学校の校長は、就学時の健康診断を受けた就学予定児童が転出その他の事由により当該学校に入学しなかつたときは、就学時健康診断票を当該児童の入学する学校の校長に送付しなければならない。

第21条 前条に規定するもののほか、特別支援学校に就学すべき者の就学については、次の各号による。

(1) 区の長は、第4条の規定により、学齢簿を編製するに当つて子女のうち兵庫県立特別支援学校に就学すべき者のあるときは、12月末日までに学齢簿の謄本を添えて兵庫県教育委員会（以下「県委員会」という。）に報告するものとする。

(2)～(4) [略]

(施行の細目)

第24条 この規則の施行に関して必要な事項は、教育長が、これを定める。

様式第1号から様式第7号までを削る。

(教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部改正)

第5条 教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則（昭和46年12月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（特別の勤務に従事する職員の勤務時間等）</p> <p>第3条 特別の勤務に従事する職員（神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。）の勤務時間、休憩時間及び週休日（条例第3条（第2項を除く。）及び第4条の規定に基づく週休日をいう。以下同じ。）は、別表1のとおりとする。</p> <p>2 特別の勤務に従事する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別表2のとおりとする。</p>	<p>（特別の勤務に従事する職員の勤務時間等）</p> <p>第3条 特別の勤務に従事する職員（神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する<u>再任用短時間勤務職員</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」）と<u>いう。</u>）を除く。）の勤務時間、休憩時間及び週休日（条例第3条（第2項を除く。）及び第4条の規定に基づく週休日をいう。以下同じ。）は、別表1のとおりとする。</p> <p>2 特別の勤務に従事する<u>再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別表2のとおりとする。</p>

（学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和57年9月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和43年1月条例第41号。以下「条例」という。）に基づき、神戸市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務災害補償の<u>手続き</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和43年1月条例第41号。以下「条例」という。）に基づき、神戸市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務災害補償の<u>手続等条例の施行</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

(青少年育成センター設置条例施行規則の一部改正)

第7条 神戸市立青少年育成センター設置条例施行規則（令和2年3月教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(入級手続き)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 <u>前項及び条例第4条第2項に規定する申請書は、別記様式によるものとする。</u></p> <p>3 <u>市立学校は、前項に規定する申請書の提出を受けたときは、条例第4条第1項に規定する者がセンターを利用することについての校長の意見及び次項に掲げる事項を記載した書面を添付してセンターに送付しなければならない。</u></p> <p>4 <u>前項及び条例第4条第3項に規定する書面に記載すべき事項は、次の各号に定める事項とする。</u></p>	<p>(入級手続き)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 条例第4条第2項に規定する申請書は、<u>様式第1号</u>によるものとする。</p> <p>3 <u>神戸市立学校は、第1項に規定する申請書の提出を受けたときは、申請者がセンターを利用することについての校長の意見及び次の各号に掲げる事項を記載した書面を添付してセンターに送付しなければならない。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(1) 本人の様子</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(2) 出欠状況</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(3) 相談歴</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(4) その他特記事項</u></p> <p>4 <u>条例第4条第5項に規定する通級証明証は、様式第2号によるものとする。</u></p>

(1) 本人の様子

(2) 出欠状況

(3) 相談歴

(4) その他特記事項

様式第1号及び様式第2号を削る。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

神戸市立青少年育成センター利用申請書兼くすのき教室入級申請書

教育長 宛

下記のとおりくすのき教室に入級したいので、承認くださるよう申請します。

入級希望者
(児童生徒名)

住 所

ふりがな

名 前

連絡先

学校名

年 組 番

親権者署名欄 ※親権者の方は、全てご署名ください

承認決裁

				受付日
				年 月 日

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。